

## 原発賠償関西訴訟 1月19日「傍聴記」

19日午後、原発賠償関西訴訟の第37回口頭弁論を傍聴した。コロナ禍前は毎回傍聴してきたが、久しぶりの傍聴となった。今回は抽選や報告集会もなかった。

法廷では、原告から提出された準備書面 89「被告東京電力準備書面 34 に対する反論」が、弁護団からパワーポイントにより説明された。この準備書面は、原告が証人尋問を予定している本行忠志教授の意見書（低線量被ばくの危険性について述べたもの）に、被告東京電力が反論を加えた準備書面 34 を提出したことに対する反論を加えるものである。とくに印象に残ったスライドを2点紹介したい。

被告東京電力の主張の誤りとして、準備書面は前橋訴訟の東京高裁判決を挙げている。「避難元住居が少なくとも年間 1msv を超える地域にある場合には、本件原発からの距離、避難の時期、避難者又は家族の属性（放射線に対して感受性が高いとされている年少者や妊婦であるか否かなど）等を総合的に考慮し、避難の選択が一般人の感覚に照らして合理的であると評価できる場合には、避難の合理性が認められ、本件事故と避難との間に相当因果関係があると認めるのが相当である。」と明確に判断

原爆被爆者の甲状腺がんリスクに関する文献について（FURUKAWA 論文・甲 D 共 277）「抄録：小児期の被ばくに伴う甲状腺がんの過剰リスクは、被ばくから 50 年を超えても残っていた」「考察：原爆被爆者での甲状腺がんの線量に関する増加は、その大部分が、小児期および青年期に被ばくした人々での罹患率の増加によるものであること、ならびに放射線に関連する甲状腺がんのリスクが、時間が経過するのに合わせて低下するが、ばく露から 50 年以上は持続し、一生を通じて持続する可能性が高いと結論づける。」と記載されている。

原発賠償関西訴訟を久しぶりに傍聴したのは、裁判の経過と現状を知るためである。それと岸田政権による一方的な原発回帰の動きに怒りを感じているからだ。あの過酷な福島第一原発事故を忘れたかのように、原発の再稼働や汚染水の海洋放出などが進められている。原発事故により、故郷の福島から関西に移り、裁判に関わる人たちがいる。何もできないが、せめて裁判を傍聴して、原発事故がまだまだ続いていることを確認して、こうして「傍聴記」を書いて今後も発信していきたい。

じつは、もう一つ「わけ」がある。私も IR カジノ住民訴訟の原告になり、昨年 10 月この法廷で意見陳述した。そんな法廷を傍聴席からじっくりと眺めたかった。

(2023 年 1 月 22 日)

